

○防衛省告示第 号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであつた着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十八年 月 日

防衛大臣 中谷 元

「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日」に改め、第一号中「次号」を「次号から第四号まで」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日」に改め、第二号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「行うものをいう。」の下に「以下同じ。」を、「であるもの」の下に「（第四号に掲げるものを除く。）」を加え、次の二号を加える。

三 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、空港法（昭和三十一年法律第八十号）

第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組が行われていると認められる空港に着陸する航空機（国際航空に従事するものであつて、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便を除く。）に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一ヶ月間の運航回数が基準年度（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。） 二十分の七

四 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた取組が行われていると認められる空港に着陸する航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一ヶ月間の運航回数が基準年度の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。） 四分の一